附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（次条及び附則第三条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行前に改正法による改正前の不動産特定共同事業法（次条において「旧法」という。）第五条の規定によりされた許可の申請であって、この命令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条　この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則（附則第五条において「新規則」という。）第二十条第一項の規定は、この命令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされた改正法による改正後の不動産特定共同事業法（以下この条において「新法」という。）第三条第一項の許可又は新法第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款（前条の規定によりなお従前の例によりされた許可に係るものを除く。）に基づく不動産特定共同事業契約（予約を含む。以下この条及び次条において同じ。）について適用し、施行日前にされた旧法第三条第一項の許可又は旧法第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款及び前条の規定によりなお従前の例によりされた許可に係る不動産特定共同事業契約約款に基づく不動産特定共同事業契約については、なお従前の例による。

第四条　この命令の施行の際現にこの命令による改正前の不動産特定共同事業法施行規則（次条において「旧規則」という。）第三十一条第一項第三号に該当する者については、この命令の施行前に締結した不動産特定共同事業契約に限り、特例投資家とみなす。

第五条　この命令の施行の際現にある旧規則の様式による申請書その他の文書は、新規則のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

省　令

○国土交通省令第九十七号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百三十九号）の施行に伴い、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第八号中「不動産特定共同事業者」の下に「又は同条第七項に規定する特例事業者」を加え、同項第九号中「事業法」の下に「第二条第七項に規定する特例事業者にあっては、事業法第四十条の二第二項の規定による届出の受理番号、事業法」を加える。

附　則

この省令は、不動産特定共同事業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。